

# 所得税と相続税の課税関係に関する考察

## 生命保険年金の二重課税問題を中心として

はじめに .....	1
<b>第 1 章 福岡高裁平成 19 年 10 月 25 日判決.....</b>	<b>2</b>
第 1 節 事件の概要.....	2
第 2 節 判決の内容.....	3
第 3 節 検討事項 .....	5
<b>第 2 章 二重課税問題の検討 .....</b>	<b>6</b>
第 1 節 二重課税の意義.....	7
第 2 節 二重課税の問題点 .....	8
第 3 節 相続税と所得税の二重課税問題.....	9
第 4 節 所得税法第 59 条、第 60 条と租税特別措置法第 39 条の関係.....	11
第 5 節 所得税法施行令第 183 条第 1 項の検討 .....	14
第 6 節 小括 .....	16
<b>第 3 章 生命保険金と課税所得の帰属 .....</b>	<b>17</b>
第 1 節 私法上の取扱い.....	17
第 2 節 税法上の取扱い.....	18
第 3 節 問題の所在.....	19
第 4 節 所得の意義、所得の実現と帰属.....	20
第 5 節 生命保険金における実現と帰属.....	23
第 6 節 類似例の検討 .....	28
第 7 節 小括 .....	29
<b>おわりに .....</b>	<b>31</b>

はじめに

生命保険文化センターの調査によれば、わが国では、全世帯の 87.5% が平均 4.2 件の生命保険に加入している<sup>1</sup>。生命保険は国民に広く普及しており、それゆえに生命保険に関する課税の取扱いについては、多くの国民がその影響を受ける。

これほどに普及している生命保険であるが、その課税の取扱いは、非常に複雑である。例えば、同じ保険事故による保険金の収受であっても、保険金受取人、保険料負担者、被保険者の三者の関係によって、また、受取方法の違いによって、異なる税法、異なる税目、異なる所得区分の課税が行なわれている。そのため、負担する税額に差異が生ずる。それでも、保険金の受給というひとつの事象に対しては、通常、相続税、贈与税、所得税のいずれかが 1 度だけ課税される。

しかしながら、相続・贈与により取得したものとみなされた生命保険金を、年金として分割受給した場合に限っては、年金受給権についてまず相続税が課せられ、さらに年金受取時において、実際に受け取った年金と保険料との差額について所得税（雑所得）が課せられている。この取扱いについては、従来から二重課税ではないかとの疑問を指摘されながらも、所得に課される所得税と相続財産（みなし相続財産を含む）に課される相続税は別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えられていた<sup>2</sup>。

ところが、平成 18 年 11 月 7 日、長崎地裁において、注目すべき判決が下された。相続に伴い取得した年金受給権につき相続税が課せられていながら、その受給権を行使して受け取った年金に対し所得税が課せられるのは二重課税にあたるとして納税者が勝訴したのである。この判決によれば、年金受給権として相続税が課された場合には、その後を受け取る年金に課税することは、例えて言えば未収収益に課税した後、売掛金の回収時に再び課税するようなものであり、年金の受取時には何らの課税もすべきでないというのである。この判断については、平成 19 年 10 月 25 日の福岡高裁における控訴審において否定され、納税者が敗訴したが、現在上告中であり、多くの学者や専門家が評釈するなど、大きな波紋を投げかけている。

この問題は、端的にいえば、相続等により取得したとみなされるものについては所得税を課さないという所得税法第 9 条第 1 項第 15 号の規定の範囲を巡る問題といえる。

この事件には事実認定を争う要素がなく、まさしく法律解釈を巡る争いであるうえ、現行の課税実務の変更を迫るものであるため、非常に興味深い。本研究を通じてこの事件の

行方を模索するとともに、相続税と所得税の課税関係のあり方について考察することとする。

## 第1章 福岡高裁平成19年10月25日判決<sup>3</sup>

福岡高裁平成19年10月25日判決（以下、「本件判決」という。）は、年金受給権について相続時に相続税が課税され、年金受取時に所得税が課税されるという現行実務の取扱いの是非が問われた裁判である。第一審判決<sup>4</sup>は二重課税に該当し許されないと判示したのに対し、本件判決は現行の取扱いを容認した。そのため現在納税者において上告中の事件である。

### 第1節 事件の概要

原告Xの夫である被相続人Aは、平成8年に生命保険会社との間で、被相続人Aを契約者兼被保険者、妻Xを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結し、その保険料を負担してきた。夫Aが平成14年10月28日に死亡したため、原告Xは、本件保険契約に基づき、死亡保険金4000万円を受け取る権利と、年金払生活保障特約年金（以下「年金」という。）として、平成14年から10年間、毎年230万円ずつ受け取る権利（以下「本件年金受給権」という。）を取得し、平成14年11月8日、死亡保険金4000万円及び年金230万円（以下「本件年金」という。）に配当金を加えた金額から、源泉徴収税を差し引いた金額の支払を受けた。

原告Xは平成14年分の所得税の確定申告に当たり、本件年金を除外して申告したところ、Y税務署長は、Xが支払を受けた本件年金230万円から対応する支払保険料相当額を差し引いた金額がXの雑所得に該当するとして、同年分の所得税の更正処分を行った。

原告Xは、相続税申告に係る相続財産には、本件年金受給権の総額2300万円に、有期定期金の評価として0.6を乗じた金額1380万円が含まれているため、所得税の非課税所得に該当することなどを理由に、その処分の取消を求めて争った。

長崎地方裁判所平成17年11月7日判決は、「相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的に見れば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは所得税法9条1項15号によって許されない」「相続税法における年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の

当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するもの」などと判示し、本件更正処分を取り消す判決を下した。そして課税庁が控訴したのが本件である。

## 第2節 判決の内容

福岡高等裁判所は、平成19年10月25日、上記原判決を取り消し、課税庁の主張を採用した。以下、判決の内容を論点ごとに整理すると、次のとおりである。

### 1 相続税法第3条第1項第1号に規定する「保険金」の解釈

課税庁は、相続税法第3条第1項第1号にいう「保険金」が金銭そのものではなく「保険金請求権（債権）」を意味し、これに基づき取得したのは「年金受給権」という基本権であって、基本権に基づいて発生する支分権としての受給権は相続時に発生していないため、個々の年金自体は「保険金」に該当しないとして、原審と同様の主張を行った。これに対し納税者は、基本権と支分権は民法上は別個の債権であるが、2個の財産的価値（担税力）があるとは考えられず、実質的・経済的には同一の資産であると、これも原審と同様の主張をしている。これに対し裁判所は課税庁の判断を採用し、本件年金は本件年金受給権とは法的に異なるものであるから、相続税法第3条第1項第1号に規定する「保険金」には該当せず、所得税法第9条第1項第15号に該当しないと判示して、原審の判断を破棄した。

### 2 譲渡所得等との比較

課税庁は、相続財産を相続直後に譲渡した場合に、その財産の価額が相続税の課税価格に算入される一方、被相続人の保有期間中の増加益について譲渡所得課税がなされる点や、相続財産が果樹であった場合にその果樹の現価について相続税の課税対象となり、その後の果実について所得税が課される点を例示し、二重課税であっても原判決のような考え方を採っていないと主張した。これに対し納税者側は、本件年金とは関係ないと主張した。これについて裁判所は何も言及していない。

### 3 一時金との比較

納税者側は、自己が保険料を負担した生命保険金につき、一時金として受給する場合は一時所得として、年金で受給する場合は雑所得として「選択的な課税」がされるのであり、

年金基本権について一時所得、年金支分権について雑所得課税が重疊的に課されることはない点を挙げ、税務上は年金基本権と年金支分権を異なる発生原因に基づく異なる所得と認識しておらずむしろ「同一物」と認識していると主張したが、課税庁も裁判所もこの点については何ら言及していない。

#### 4 昭和 50～58 年における憲法違反

納税者は、昭和 50 年から昭和 58 年までは、相続税及び所得税の最高税率が 75%、住民税が 18%であったため、その期間にこれら最高税率の適用される者において相続が発生し本件年金を受け取った場合には、最高税率が 168%となるため、本件年金に所得税を課税することは、憲法 29 条の財産権の侵害に当たると主張した。

これに対し裁判所は、本件はその期間に相続があったものでなく、また受取人は最高税率の適用を受ける者でもないとして上記主張を却下した。

#### 5 所得税法第 9 条第 1 項第 3 号ロとの比較

課税庁は、所得税法第 9 条第 1 項第 3 号ロにより、「遺族の受ける恩給及び年金（死亡した者の勤務に基づいて支給されるものに限る。）」を非課税とする規定が同項第 15 号とは別に規定されている点を挙げ、その反対解釈として本件年金が非課税所得に該当しないことを主張した。これに対し納税者側は、反対解釈によって文理解釈に影響を及ぼすのは不当であると反論した。裁判所の判断は、この非課税規定が同項 15 号とは別に設けられている点について、本件年金が、同項 15 号所定の非課税所得に該当しないことを前提としていると判断し、課税庁の主張を採用した。

#### 6 立法当時の見解

課税庁は、昭和 38 年 12 月 6 日付け「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」が、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えていることから、当時既に、年金に対し所得税が課税されるという解釈が定着していたことを主張し、裁判所はこの意見を採用した。この主張に関する納税者側の意見はない。

#### 7 所得税法第 207 条の存在

課税庁は、所得税法第 207 条及び同法第 76 条第 3 項の規定により年金については所得税を源泉徴収しなければならないと定めているから、年金に対する所得税の課税が予定さ

れている旨を主張した。これに対して納税者は、徴税技術を定めたこの規定をもって課税の根拠とすることはできないと主張したが、裁判所は、課税庁の立場を採用した。

## 8 総額主義

課税庁は、仮に本件年金に係る所得が非課税である場合、上記の源泉徴収自体が誤りであったことになり、非課税との前提の下に正しく徴収されたのであれば、還付を受けるべき金額は実際に還付を受けた金額を下回ることになるため、本件処分を違法とは言えないと主張した。これに対して納税者側は、本件源泉徴収税額は誤って徴収されたものではなく所得税法の規定に基づき正当に徴収されたものであると主張した。裁判所は、本件年金につき所得税の課税を肯定したため、仮に非課税であった場合のこの論点については判断をしていない。

## 9 結論

裁判所は、上記のとおり課税庁の主張を全面的に採用し、原判決を取り消した。現行の課税実務を是認したものである。

## 第3節 検討事項

### 1 基本権と支分権

まず本件判決を検討するにあたり、原審及び控訴審判決について、基本権と支分権の区分によって課税の取扱いに差異を設けることが果して正しいのだろうかという疑問をもった。

課税庁は、本件事件につき、基本権と支分権の違いを理由に、本件年金が所得税法第9条第1項第15号に該当しないと主張しているが、相続税が課された基本権に対して所得税を課税している例もある。遺族年金の受給開始後に支払われる適格退職年金契約の解除一時金の取扱い<sup>5</sup>である。会社が適格退職年金制度を廃止したことに伴い、遺族年金を受給していた遺族に対して適格退職年金契約の解除一時金が支払われた場合、この解除一時金は、死亡した者の勤務に基づいて遺族が支給を受ける年金ではないことから、一時所得として取り扱われている(所法9-1口、所法34-1)。そしてこの適格退職年金の受給権は、みなし相続財産として相続税の課税対象となる(相令1の3四)。この一時金は、本件事件において課税庁が主張する支分権に基づいて給付された現金ではなく、適格退職年金契約の受給権という基本権に基づいて給付される現金であり、本件事件において課税庁の主

張するところによれば、相続又は遺贈により取得したものに該当するといえる。そうであれば、この解除一時金は、所得税法第9条第1項第15号の規定により非課税になると解釈すべきであると思われる。

このように、相続等により取得したものがそうでないかの基準を「基本権」「支分権」の相違により判断するのは、課税庁の取扱いにおいても首尾一貫していないため、本件判決において基本権と支分権の相違による課税取扱いの相違を論じるのは無理があると思われる。小林栢弘税理士は、年金受給権に対する相続税課税と個々の年金に対する所得税課税について、「移転による利益」「創出に係る所得」との基準を用いている<sup>6</sup>が、所得課税の理論構成上は、同税理士の主張する基準を用いた方が適切ではないだろうか。

このような理由から、本研究においては、「基本権」「支分権」の詳細な検討は割愛する。

## 2 譲渡所得との比較、一時金との比較

次に留意すべきは、課税庁は相続税が課された財産のキャピタル・ゲインに対して所得税が課されていることとの類似性を主張し、また、納税者は生命保険の一時金に対して所得税が課されていないこととの類似性を主張しているが、両者の主張について裁判所は何らの意見も表していないという点である。

そのため、次章以降、第2章において譲渡所得の基因となる財産との比較を、そして第3章において一時金との比較を中心に検討を進めることとする。

## 3 その他

本件判決においては、所得税法第207条の源泉徴収に関する問題、総額主義に関する問題が含まれており、重要な論点を含んでいると思われるが、本研究は二重課税問題を中心とし、総額主義については論じない。

## 第2章 二重課税問題の検討

本章では、本件判決における議論の中心となった二重課税問題について課税庁の立場から検討する。はじめに二重課税の定義や問題の所在を概観し、順次、本件判決事例に焦点を絞っていく。この問題に関する参考例として、相続により取得した財産を譲渡した場合の課税関係を取り上げ、本件との類似性を明確にすることで、二重課税問題に対して一定の解釈を導きたい。

## 第1節 二重課税の意義

「法律学小辞典<sup>7</sup>」によれば、二重課税とは、「同一の課税物件（課税の対象）に対して2度以上重複して課税することをいう。例えば、日本の会社のアメリカ支店の所得に対して、アメリカも日本も所得税を課するが、これは国際的二重課税の例であり、個人・法人の所得に対し、国は所得税・法人税を課し、地方公共団体は住民税を課すのは、国内における二重課税の例である<sup>8</sup>。」としている。

これに対し木村弘之亮教授は、二重課税の概念には様々な意義が付され、「概念形式上誤った意義を与えられたものである<sup>9</sup>。」と、専門用語として統一されていないことを指摘した上で、二重負担という用語を用いて、次のように定義づけておられる。「狭義の二重負担はつねに同一の原初的租税高権の領域内に行われるのに対し、二重課税はつねに複数の原初的租税高権から生じる。定義上、二重課税は原初的課税当局間における競合を前提とする<sup>10</sup>。」つまり移転価格問題などのような国家間の課税の競合においてのみ二重課税という用語を用いるべきというのである。この定義からは、我が国において問題とされうるのは二重負担（double imposition）であり、二重課税（double taxation）ではないということになる。この用語の区別は財政学及び租税法学に関するドイツ語圏及び英語圏の文献で広く採用されてきているという<sup>11</sup>。

ではこの二重負担はどのように定義づけられるか。広義の二重負担とは、「ひとりの納税主体又はひとつの課税物件が幾度にもわたって課税をうける」ことをいい、「狭義の二重負担は、原初の（派生的でない）課税当局の領域内における同一納税主体及び又は同一課税物件に対するなんらかの公租公課の重複賦課のすべてのケースを指す。」とされている。従って、前掲「法律学小辞典」が挙げた国際的二重課税の例を二重課税と称し、国内における二重課税の例を二重負担と称すべきである。先に紹介した本件判決は「二重課税」でなく「二重負担」の問題と言える。

木村弘之亮教授に従うならば、本研究においても二重負担という用語を用いるべきであろう。しかし、他の学者や専門家は特に用語の厳密な使い分けをしておらず、多くの論文や判例が「二重課税」という用語をそのまま用いている上、「二重負担」という用語を定義と共に用いた例が木村教授の論文以外に見当たらないことから、本研究では、一般の例<sup>12</sup>に従って「二重課税」という用語を一貫して用いることとする。本研究のような国内法の解釈論においては、この用語の違いは判断の妨げにはならないと思われる。

しかしながら、用語の意義を確立することは急務であると思われる。木村弘之亮教授は

次のように指摘する。「日本ではなおその多義性に基因する不毛な議論が続いているので、ひとびとは概念を明確にすることにより不毛な議論を断ち切り仮象問題から開放されてしかるべきだろう。たとえば、二重課税は回避されるべきである、と主張されるとき、それは法的義務であるのかまたは単なる好ましいという願望であるにすぎないのであろうか。…租税の同一性または同種性とは何を指すのであろうか<sup>13</sup>。」

私見も賛成である。本件判決について次節以降において検討していくが、専門家の記述においても、二重課税の議論の焦点が定まっていらないように思われる。

## 第2節 二重課税の問題点

最適課税論は、複数の税目を組み合わせることで理想的な税負担配分を実現するというタックス・ミックス (tax mix) の考え方を支持している<sup>14</sup>。この理論の下では必然的に二重課税が生ずる<sup>15</sup>のであり、二重課税だから問題だという論理は成立しない。

二重課税を問題とすべき事例として、軽油引取税が課された軽油にさらに消費税が課される点を挙げることができる。軽油引取税は、特約業者（元売業者を含む）から軽油を購入した者に対して課され（地法 700 条の 3）特別徴収の方法によりその特約業者が納付する（地法 700 条の 10,11）。そのため、特約業者から購入した場合には軽油引取税を除いた販売価格に消費税がかかるが、その他の販売業者から買った場合には、原則として軽油引取税を上乗せされた金額が課税対象となる<sup>16</sup>。消費者は特約業者からも販売業者からも軽油が購入できるにもかかわらず、販売業者から購入した場合のみ軽油引取税相当額に消費税が課されるという矛盾が生じている。この問題<sup>17</sup>を受け、軽油引取税が明確に区分されている場合は対価の額に含まないこととなった（消基通 10-1-11<sup>18</sup>）。

一方、ガソリンについては、揮発油税が課されたガソリンにさらに消費税が課されるが、これについては軽油引取税のような手当てはなされない。

このように、二重課税が問題になるのは、「課税の根拠が同じで公平の点で問題がある場合と、併課によって意図せざる経済効果が生じて望ましくない影響を経済に与える場合であるということができる。いいかえれば、そうでなければ二重課税であっても問題はない<sup>19</sup>」ということになる。

また、租税法規は、元々「侵害規範（Eingriffsnorm）であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許され<sup>20</sup>」ず、二重課税に該当するとしても、これを排除又は調整

するか否かは立法政策上の問題であり、明文の規定がない限り、二重課税が直ちに違法であるということとはできない<sup>21</sup>。しかも、このように公平性が問題となる場合においても、その立法目的が正当なものであり、かつ、その立法において具体的に採用された区別の態様がその目的との関連で著しく不合理でない限り、その合理性を否定することはできない<sup>22</sup>とされている。本件判決においても、二重課税であること自体を問題視するのではなく、他の投資手段・回収方法との公平性を論点として議論されるべきであると思われる。

### 第3節 相続税と所得税の二重課税問題

#### 1 問題の所在

所得税法第9条第1項第15号は、相続、遺贈又は個人からの贈与により財産を取得した場合には、相続税法の規定により相続税または贈与税が課されることとなるため、二重課税排除の観点から所得税は課さないこととされている<sup>23</sup>。そうであれば、この規定により、原則として二重課税は排除されていると考えてよいと思われる。

ところが、相続税と所得税の二重課税問題は、現在においてもなお議論されている<sup>24</sup>。この規定によって二重課税はいったい排除されているのだろうか。

二重課税問題については、木村弘之亮教授が指摘<sup>25</sup>するように様々な観点からの議論が混在しているため、問題を切り分けて検討する必要があると思われる。

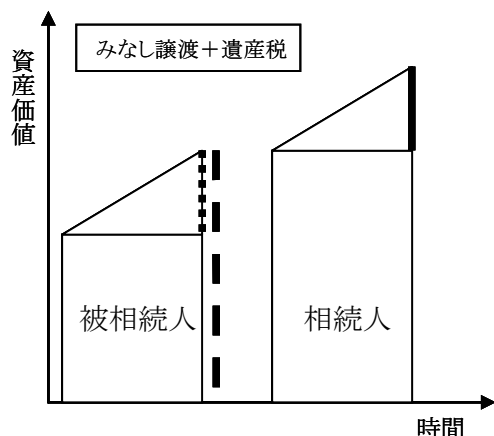
#### 2 所得税課税済財産に課する相続税

まず、相続税と所得税が二重課税であるという代表的な主張の一つに、所得税課税済の所得の蓄積である相続財産に対してさらに相続税を課することは二重課税であるという批判がある<sup>26</sup>。これは、譲渡所得を例にすれば、生前に売却した資産に対して譲渡益課税がなされ、相続時には入手した現金に対してまた相続税が課されることに着目したものである。

この批判の根拠は、相続税の根拠を課税漏れ遺産の清算とする考え方 (back tax theory) に対するものであると思われるが、我が国の遺産取得税方式の下ではこの批判は当てはまらないと思われる。なぜなら、我が国の現行の相続税・贈与税の納税義務者は、所得税の課された被相続人や贈与者ではなく、相続人又は受贈者だからである。この点につき、アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリアなど、遺産税方式を採用してきた国では、納税義務者はあくまでも被相続人 (遺産管財人) 又は贈与者であるため、二重課税の批判に

さらされることとなる。

図 A



遺産税の納税義務者は被相続人(遺産管財人)であるため、遺産税の下でみなし譲渡所得課税を行った場合、被相続人の所有期間に係るキャピタル・ゲイン(図の点線部分)に対して所得税が課税された上で、財産の時価(図の破線部分)に対して遺産税が課税される。この場合、キャピタルゲイン部分について、譲渡所得課税と相続税が二重に課税されることとなる。一方、遺産を譲渡した場合には、相続人の所有期間に係るキャピタルゲイン(図の実線部分)について譲渡所得が課税される。

(出典: 中西一「カーター報告後の30年と資産課税」経済学研究第63巻4・5号(1996年12月)、148頁)

しかし、全く異なる考え方で遺産税を正当化する意見もある。生前に消費されず蓄積された財産に対して相続税が課されるという点に着目し、生前に消費された所得に対しては支出税(消費税)を課すことにより、消費されなかった所得と消費された所得との公平性を保とうとする考え方<sup>27</sup>である。実際、現在の米国連邦遺産税の性質は、米国連邦憲法が求める州間での税収配分を必要としない間接税、個別消費税であると捉えられている<sup>28</sup>。そのため、所得税と相続税が二重課税であることを問題視するのは、所得税と消費税が二重課税であることを問題視するのと同様に、立法上の問題である。

我が国ではシャープ勧告以来遺産取得税方式を採用しているため、アメリカやカナダの遺産税制を比較対象として二重課税問題を論ずるのは誤り<sup>29</sup>であり、被相続人の所得税との二重課税問題は論ずるべきでないと思われる。

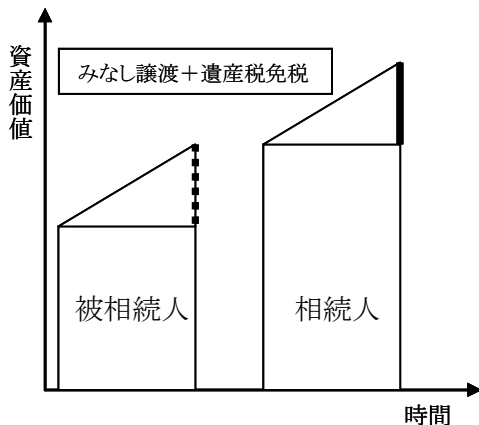
### 3 家族内財産の移転に課する相続税

二つ目の観点は、課税単位のあり方に関連するものである。

「課税の公平」を最重要視して包括所得税の理想モデルを提案した「カーター報告書(The Report of the Royal Commission on Taxation)」では、所得課税においては夫婦と扶養家族である子供を一つの課税単位とすべきと勧告している<sup>30</sup>。そのため、家族内の富の移転はポケットの右から左への移転にすぎず所得ではないから非課税とすべきと主張している<sup>31</sup>。一方、家族以外(他の課税単位)から贈与や遺贈により取得した財産については、相続財産であっても個人の純資産を増加させるものであり所得にほかならない<sup>32</sup>とし、所得課税を提案している。

この考え方によれば、相続制度に対する課税自体が、所得のないところに課税する不当課税であるとの批判をすることになる。実際、カナダやオーストラリアにおいては、相続税（遺産税）が所得税の一部に組み込まれることになった<sup>33</sup>。

図 B



カナダでは、相続時のみなし譲渡所得課税導入を機に相続税（遺産税）が廃止された。この考え方の下においては、移転の各段階で資産の値上り益が1回だけカウントされる。図Bでは、相続発生時において、被相続人の所有期間に係るキャピタルゲイン（図の点線部分）に対してみなし譲渡所得課税が行われるとともに、相続人が取得した財産の取得価額は相続時の時価とされる。そのため、その財産の処分時には、相続人の所有期間に係るキャピタルゲイン（図の実線部分）のみが課税所得とされる。

（出典：中西一、前掲図A、148頁）

アメリカにおいてもこの考え方は機能しており、夫婦の所得を合算する課税方式と、相続時における配偶者に対する遺産税の非課税制度とが、課税単位内の取引について課税されないという点において、合理的に対応していると思われる。一方、我が国は家族単位税制を採用していないため、個々人の経済主体を単位として考えれば、個々に経済力の増加がもたらされることは否定できない<sup>34</sup>。このように、我が国の税制は、原則として個人単位税制を採用しているため、立法論はともかく、解釈論としてこの観点に基づく二重課税批判を取り上げることはできないと思われる。

#### 第4節 所得税法第 59 条、第 60 条と租税特別措置法第 39 条の関係

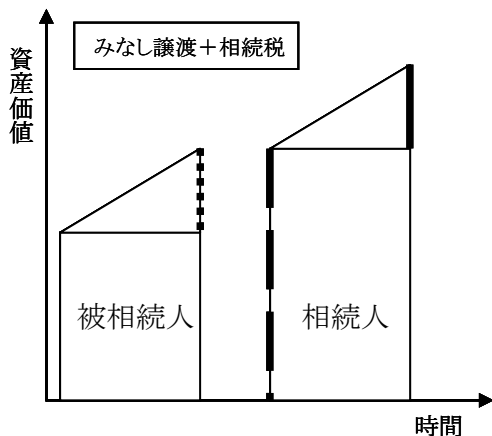
第三の観点は、主に譲渡所得の基因となる財産に対してよく論じられるものであるが、相続時に時価で課税された財産につき、その財産の処分時にさらに譲渡時の時価と相続人から引き継いだ取得価額との差額に課税されるのは、相続時までの含み益について二重に課税されているのではないかという主張<sup>35</sup>である。

例えば、個人から法人に財産の無償移転があった場合には、贈与した個人にはみなし譲渡所得課税が行われ（所法 59）、法人は受贈益として課税所得が生じる（法法 22 二）。この場合の法人における取得価額は、取得時の時価となる<sup>36</sup>。

また、個人間の相続又は贈与については、取得側において相続税又は贈与税が課せられるが、被相続人又は贈与者にみなし譲渡所得課税は行われず、取得価額が引き継がれる（所

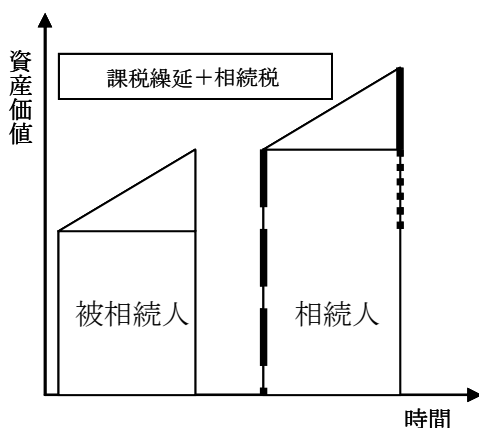
法 60)

図 C



相続を機にみなし譲渡所得課税を行った場合、被相続人の所有期間に係るキャピタル・ゲイン(図の点線部分)に対して課税されることで被相続人の課税関係は終了する。一方、相続人については、財産の無償取得について財産の時価(図の破線部分)に対して相続税が課税される。また、遺産の処分時には、相続人の所有期間に係るキャピタルゲイン(図の実線部分)に対し、譲渡所得が課税される。同一の資産に対する課税という側面から検討すれば、被相続人の点線部分と相続人の破線部分の課税が重複することになるが、課税単位ごとの測定においては、何ら二重課税の要素を含まない。シャープ勧告直後は、みなし譲渡益(点線部分)と相続税(破線部分)が同時に課されたが、実際的でないという理由で、法人からの贈与など一部の場合に限定されることとなった。(出典:中西一、前掲図A、148頁)

図 D



我が国の相続・所得税制では、被相続人の所有期間に係るキャピタルゲインは相続時には課税されず、相続人が遺産を処分したときに、相続人の所有期間に係るキャピタルゲイン(図の実線部分)と、被相続人の所有期間に係るキャピタルゲイン(図の点線部分)を合わせて譲渡所得が課税される。

(出典:中西一、前掲図A、148頁)  
(なお、同様の図として、酒井克彦「関連者間における所得移転と所得税の課税対象(下)」税務事例第39巻第8号(2007年8月)57-58頁、佐藤英明『プレップ租税法』弘文堂(2006)183頁・186頁参照)

この2つの例を見る限り、所有者の移転のそれぞれにおいて、キャピタル・ゲイン課税が重複することはない。譲渡所得に対する課税の趣旨が含み益の清算にあること<sup>37</sup>からすると、譲渡益課税が行われた事実を根拠として取得価額が引上げられるという考え方は説得的である<sup>38</sup>。

しかし、他人の所有に係る含み益について課税を受けることは合理的であろうか。この疑問につき、増井良啓教授は、第1に贈与は多くの場合、人的に密接な関係者間で行われるであろうから、全くの他人の税金を負担するわけではない、第2に、仮に前所有者において課税されていたなら、取得者は所得税引後の財産価値分しか取得できなかったかもしれない、と述べ、相続・受贈財産につき、含み益に対する潜在的な租税債務が付着することを容認しておられる<sup>39</sup>。

この場合に、相続税・贈与税の課税価格の計算上、将来納税する所得税の租税債務の現

在価値を債務控除の対象としなければ、贈与財産が過大に評価されてしまうことになるが、相続時点でそのような租税債務の現在価値を確定するのは困難である<sup>40</sup>上、納税者に資産の保有継続を促進する影響（rock-in 効果）を与えることにもなる<sup>41</sup>ため、立法化されていない。このため、この潜在的租税債務相当額については、二重課税の批判を受けることとなる。つまり、前所有者の含み益に対する譲渡所得税相当額に対して課される相続税が、みなし譲渡所得課税が行われた場合と比較して、余分に課されることになっているのである。この問題について橋本守次税理士は、「何らかの形で、キャピタル・ゲインを生ずべき資産（土地、立木、株式）については被相続人の所得部分についての所得税について債務控除等を認める方向しかないのではないかと考えている。ただ、執行上の問題を考えると、何か簡素な方法を考える必要がある<sup>42</sup>。」と述べられており、私見も賛成である。

その批判を緩和する措置と考えられている制度が、相続税の申告後 3 年以内に譲渡された資産についてその財産に係る相続税相当額を取得費に加算する特例（措法 39）である。この規定は昭和 45 年に設けられており、当初の目的は、当時の相続税の最高税率 70%と長期譲渡所得の最高税率 37.5%（最高税率 75%の 1/2）を併課されると税率 100%を超えてしまうという批判を解消するためであったとされる<sup>43</sup>。本来、上記の二重課税の批判に対しては、相続税課税に際して被相続人の譲渡所得税額を計算し、これを相続税評価額から債務控除として差し引く方法が最も理論的であり、当時も候補として検討されていたが、それでは 100%を超えることの批判に応えたことにならず納税者の納得が得られないと考え、採用に至らなかった<sup>44</sup>とされる。

ところで、金子宏名誉教授は、仮説にすぎないとの断りの上で、「わが国のように相続等による経済価値の取得に対して課税することとしている場合には、相続税・贈与税は、財産税ではなく、取得税（担税力の増加を基準としている点で所得税の補完税）の一種として理解するのが妥当なのではないか、という意見をもっている<sup>45</sup>。」とされる。相続税は相続財産に対して課され（相法 2）、譲渡所得税は取得と譲渡の差益について課される（所法 33 三）が、この一見異なる課税体系のように考えられる税体系を、相続税を所得税の補完と考える立場において、どのように理解すべきだろうか。

私見であるが、この考え方について、相続に関する一連の手続を、次のように分解してみると、一定の解釈を導くことができるのではないかとと思われる。すなわち、

相続人は、相続と同時に相続財産取得権を無償取得する。

その相続財産取得権を対価として、現実の相続財産を取得する。

このように、権利の無償取得という手続とその権利の行使という手続に分解することで、  
の無償取得につき、一時所得に類似した相続所得税とも言える相続税が課されていると  
いう点を理解することができるのではないだろうか。相続税の課税根拠は、含み益に対す  
る課税ではなく、無償の財産取得という利得に担税力を見出して課税するという点で、所  
得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられる<sup>46</sup>。だからこそ、相  
続税が課されたことによる二重課税を排除する趣旨から、所得税法において相続財産の非  
課税制度（所法 9 一）が設けられているのである。これは、金銭の一時取得につき一時  
所得として所得税が課され、その金銭で実物財産を取得するのと何ら違いはない。

この考え方を前提とするならば、代償分割金の調整や遺産分割に係る弁護士費用が譲渡  
所得の取得費に該当しないとした最高裁判例<sup>47</sup>は、これらの費用が上記 の領域で行われ  
る行為であるという理由で説明できるし、また、相続財産の名義変更は の領域で行われ  
る行為であるため、受贈財産の名義書換料が取得費に含まれるとした最高裁判例<sup>48</sup>も矛盾  
なく説明することができると思われる<sup>49</sup>。

ただし、このように考えた場合、 の手続では、原則として相続時の時価が取得価額と  
なるはずであるが、被相続人に対して譲渡所得税が課されていないため、相続人に課税を  
繰り延べているのである（所法 60）。本来、相続等であっても、その資産についてその時  
における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税がされるべ  
きところ（所法 59 一）これを留保し、その後相続人等が資産を譲渡することによってそ  
の増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたもので  
ある<sup>50</sup>。

## 第5節 所得税法施行令第 183 条第 1 項の検討

### 1 所得税法第 60 条との類似性

前節にて検討したとおり、我が国の相続税制度においては、相続税と所得税の密接な関  
連性を肯定してもなお、譲渡所得課税と相続税の重複課税は不当であるとは言えない。そ  
してこの考え方は、譲渡所得に限らず年金の雑所得課税と相続税の二重課税についても、  
同様に息づいているものと考えられる。

生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得金額の計算は、その年において受け取る年金  
額から、保険料総額のうちその受取額に対応する部分の金額を控除した金額による（所令  
183 一）。このように規定することで、契約期間の中途において契約者や保険料負担者の変

更があった場合においても、受取人がこの年金の利得に関する課税をすべて引き受けることになる。保険料の支払と年金の受給の間に、どのような価額で相続税が課税されようとも、被相続人において所得税が課税されていない以上、第4節の図Dと同様、被相続人の所得税を代わりに負担しているに過ぎず、これをもって不当と言うことができないのは第4節で述べたとおりである。他の運用手段に対する所得課税との公平性の観点からも、所得税の課税は妥当なものだと思われる。その他、無記名公社債の利子等の帰属を定めた所得税法第14条第2項も、同様の趣旨を持つ規定であると考えられる。

## 2 「保険料総額」の文理解釈

しかし、保険金の受領は、譲渡所得の基因となる所得ではないから、これを所得税法第60条と同列に考えることに合理性はあるのだろうか。

生命保険契約に係る保険料総額とは、支払った保険料そのものであり、この規定の文理解釈上、契約変更に伴う権利の譲渡の対価を含むと解することはできない。個人間の契約変更においては、変更時において課税関係が生じないので問題はないが、法人を取引相手とした場合にはこれが問題となる。

この解釈を巡って、所得税法施行令第183条第2項の一時所得の金額の計算上控除すべき金額に、法人から権利の譲渡を受けた契約の対価を含めることができるとした裁判事例<sup>51</sup>がある。これは、生命保険契約の解約に伴う一時金に係る一時所得の金額の計算上、過去に退職所得として課税された生命保険契約に関する権利の評価額と実際に支払われた保険料との差額が、所得税法第34条（一時所得）第2項に規定する「収入を得るために支出した金額」とされるか否かを争点とする事案であるが、判決は、「所得税法第34条第2項と同法施行令183条第2項の関係については、同項は、生命保険契約に基づく一時金に係る一時所得の金額の計算方法を完結的・網羅的に規定したのではなく、同項第2号は、生命保険契約等に基づく一時金に係る一時所得金額の計算上、保険料総額のみしか控除できない旨を規定した特例規定ではないものと解され」、「一時所得の金額の計算上控除する金額については、一般には保険料の額と解するのが相当であるとしても、本件においては、本件退職時解約返戻金相当額が保険料総額を上回っており、本件金員を含めて退職所得課税の対象となっていることから、本件金員は、所得税法第34条第2項に規定する一時所得の金額の計算上収入を得るために支出した金額に含まれると解するのが相当である。」として、法人から権利を譲り受けた時の解約返戻金相当額（時価相当額）を、経費に算入す

ることを認めている。

この裁決事例において、譲渡所得との論理的な類似性を見出すことができる。つまり、所得税法第 59 条と同法第 60 条との関係のように、一方で所得課税がなされた場合には、保険料総額が課税所得分だけ引上げられたと考えられるのである。「保険料総額」という文言についてそのような解釈が可能かどうかは議論の余地もあろう<sup>52</sup>が、理論上の整合性を保つためには、このような解釈が必要となろう。

ここで留意しておかなければならないのは、保険料総額が課税所得分だけ引上げられたのは、個人において退職所得課税がなされたためではなく、法人において保険料と時価(解約返戻金相当額)との差額が益金の額に算入されたため<sup>53</sup>であるということである。

## 第6節 小括

以上のとおり、相続税と所得税の二重課税に関する問題については、二重課税の定義さえ不確定なものであるため、単純に二重課税か否か、二重課税が是認されるべきか否かといった議論は、その前提条件を統一した上で行わなければ、議論がかみ合うものではないと思われるが、所得税において個人単位課税を採用し、かつ、相続税において遺産取得税を採用する我が国においては、相続税は、個人の財産の増加を課税原因とする所得税の補完税としての機能を果たしており、譲渡時の実現所得に対する課税とは重複しない所得であるため、公平性の観点から、課税を否定すべきではないと考える。

1972年に相続税を廃止したカナダでは、相続税<sup>54</sup>を廃止した代わりに、相続財産に対しみなし譲渡益課税を行っているが、オンタリオ州公正課税委員会報告書<sup>55</sup>が、相続税課税を提唱しているのは興味深い。同報告書は、資産への課税が資産収益への課税との不公正な二重課税を惹起するとの意見について、資産収益に対し課税を受けてきたのは被承継人であって承継人ではないから、二重課税とは言えず、相続税は財産の取得自体に追加的な担税力を見出すものであるから、そこから生じうる所得とは区別されるものであり、よって、消費税が所得税との二重課税であるとの指摘が適切でないのと同様に、相続税が所得税との二重課税であるとの指摘は適切でないと反論し、「公正 (fairness)」の観点から、全体のタックス・ミックスにおいて相続財産に対する課税は重要であるとした<sup>56</sup>。この点につき、同委員会の Wolfe D. Goodman は、相続税とみなし譲渡益課税を併課することは、それが二重課税か否かにかかわらず政治的に困難であるが、みなし譲渡課税を廃止する代わりに、被相続人から受益者への取得価額の引継ぎ (carryover) を行う場合には、可能か

もしれないと述べている<sup>57</sup>。相続税を課す代わりに、みなし譲渡益課税を繰り延べるとい  
う Goodman の示唆は、すなわちわが国の現行相続税制度そのものである。

シャウプ勧告は当時、米国でも実現できなかった理想を実現しようとしたものであり、  
一定の理念に基づいて体系的に策定された税制であり、この点で、世界的にみても極めて  
まれな税制であった<sup>58</sup>。その輝きは相続税と所得税の関係においても認められるのではな  
いだろうか。

### 第3章 生命保険金と課税所得の帰属

第2章において、本件判決における議論の中心となった二重課税問題については、譲渡  
所得の基因となる資産との類似性を根拠として、二重課税とは言えないか、或いはたとえ  
二重課税であってもそのことのみをもって違法ないし不公正とは言えないのではないかと  
いうことを論じた。この第2章の二重課税問題の検討が説得力を有するとするなら、本件  
判決のような年金保険の受給については、課税庁の主張するように、やはり所得税が課税  
されてしかるべきということになろう。しかし、この考え方に基づくならば、一時金につ  
いてもやはり同様に課税されてしかるべきであると思われる<sup>59</sup>。生命保険の一時金のみが  
この二重課税を回避している<sup>60</sup>のは何故だろうか。

そこで、本章では、生命保険に関する私法・税法上の取扱いを概観した後、生命保険金  
である一時金と年金の取扱いの相違について検討する。

#### 第1節 私法上の取扱い

生命保険契約とは、当事者の一方が相手方又は第三者の生死に関し一定の保険金を支払  
うことを約し、相手方がその保険料を支払うことを約する契約をいう（商法 673）。

保険は、一定の偶然の事件に備えるために多数の者が集合して、合理的計算に基づいて、  
個々の財産的需要を充足するために必要な資金を分担拠出して共同備蓄する経済制度であ  
る。多数の者が集合することにより、個々には偶然な事件であっても集団における発生率  
を予測することが可能となり（大数の法則）、経済的需要の充足に必要な資金を集団の構成  
員が分担拠出し、その総額において過不足がないようにしたものが保険制度である<sup>61</sup>。

保険制度は経済的不安定に対処するということでは貯蓄の制度とも類似する機能をもつ  
ものであるが、個々人の経済的不安定は、保険会社という組織が介在することによって危  
険が分散され、そのことによって損失がカバーされている<sup>62</sup>。

しかし、損害保険契約における保険者の義務が、損害を填補すること（商法 629）であるのに対して、生命保険契約における保険者の義務は、一定の金額を支払うこと（商法 673）としている。これは、人の生死により発生する経済的需要を評価することが困難であることによる<sup>63</sup>とされる。

生命保険契約において指定を受けた保険金受取人は、保険契約者の権利を承継的に取得するのではなく、原始的に取得するのであり（商法 675 一）、相続人の固有の権利に基づき、直接、保険者に対して保険金を請求することができる<sup>64</sup>。

また、死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることできない<sup>65</sup>。

さらに、死亡保険金と特別受益（民法 903）との関係についても、他の相続人との間の不公平が到底是認することができないほどに著しいものでない限り、持戻しの対象とすべきものではない<sup>66</sup>とされる。

死亡保険金受取人が単に「相続人」となっている場合には、被保険者死亡時における相続人たるべき者が保険金受取人となり、保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に、相続人たるべき者の固有財産となるとされている<sup>67</sup>。相続財産とはならないのだから、相続人は相続放棄をした場合でも保険金を取得でき、この場合の取得割合は、各相続人の相続分の割合によるとされている<sup>68</sup>。

このように、生命保険金は、私法上は相続財産ではなく、相続法の諸規定とは関係ないものであるとの最高裁の立場が示されている<sup>69</sup>。

## 第2節 税法上の取扱い

生命保険制度については、保険料支払時、契約内容の変更時、配当金受取時、保険金受取時のそれぞれにおいて論ずべき税制上の問題点があるが、本研究においては保険金の受給に限ることとし、その税制上の取扱いを概観する。

### 1 受取人が保険料を負担していた場合

保険料を負担していた者が満期保険金、死亡保険金、解約返戻金を受け取った場合には、受け取った保険金等の額のうち負担した保険料に相当する部分の金額について、所得税が課される。

一時金として受領した場合...一時所得（所基通 34-1(4)）<sup>70</sup>

年金として受領した場合...雑所得（公的年金等以外）（所令 183 一、所基通 35-1(9)）

その際には、負担した支払保険料の控除が、生命保険料控除の適用を受けていた部分についても認められる<sup>71</sup>。

## 2 受取人が保険料を負担していない場合

死亡保険金は、民法上は相続又は遺贈によって取得した財産ではないが、被相続人又は遺贈者の死亡を起因として生ずるものであり、経済的な実質が相続財産と同じであるため、公平負担の見地から、相続税の対象とするのが妥当とされる<sup>72</sup>。そこで相続税法は、生命保険契約の保険金で自らが保険料を負担していない部分があるときは、その生命保険金を相続、遺贈又は贈与によって取得したものとみなしている。満期保険金、解約返戻金も同様の考え方に基づいている。具体的には、受取人が保険料を負担していない場合は、保険料負担者が死亡した被保険者であるときはその保険金を相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税が課され（相法 3 一）、保険料負担者が死亡した被保険者でないときはその保険金又は解約返戻金を贈与により取得したものとみなされて贈与税が課される（相法 5 一）。課税実務では、相続税法第 3 条第 1 項第 1 号によりみなし相続財産とされる保険金には、一時金により支払を受けるもののほか、年金の方法により支払を受けるものも含まれるとされている（相基通 3-6）。

なお、被保険者の死亡により被保険者の相続人が死亡保険金を受け取った場合には、一定額が相続税法上非課税とされる（相法 12 一）。これは、長期貯蓄の奨励及び遺族の生活保障を目的としたものとされている<sup>73</sup>。

一方、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものは、相続税法に規定するみなし相続財産を含め、所得税については非課税とされている（所法 9 一）。

受取人が受け取る個々の年金については当該受給者の所得として所得税を課税するものとされている<sup>74</sup>。

## 第3節 問題の所在

現行税制上、生命保険金の受取りに対する一時所得の計算は、受取金額の総額から、その生命保険契約に係る保険料の総額を控除して計算する（所法 34 二、所令 183 二）。しかし、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされる生命保険金には、所得税が課されない（所法 9 一）。

ところで、相続財産の分割方法のひとつに、遺産を換価してその換価代金を分割する換価分割がある。換価分割によって相続人が取得するのは、実際には現物資産ではなく、換価代金（金銭）である。これは、経済的・実質的に見れば、相続人が保険金受給権に基づき金銭を受け取るのと酷似した結果となる。しかし換価分割に対する現行の所得課税制度は、いったん相続人が現物資産を取得し、それを譲渡したとみなす取扱いを行い、所得税法第9条第1項第15号を適用しない。相続財産の非課税規定（所法9- ）と、取得価額の引継規定（所法60）とが齟齬をきたしていると考えられないこともないが、これは被相続人に帰属する譲渡益課税の顕在化に過ぎない。所得税法第9条第1項第15号は、取得に係る所得を非課税とする規定であって、譲渡に係る所得を非課税とする規定ではない。

しかし、生命保険金と比較した場合、個人単位課税制度を基礎とした現行税制の下で、どちらも相続によって取得したのは金銭であり、相続人から見た経済的事実が同一であるにも関わらず、一方では課税されず、もう一方では課税されているのである。譲渡性資産の課税根拠を所得税法第60条に求めるのなら、生命保険金の課税根拠を所得税法施行令第183条第2項に求めることも可能であったはずである。一見不合理であるように思われるが、生命保険金（一時金）はなぜ課税されないのか。所得税法施行令183条第2項が適用されないのは、所得税法第9条第1項第15号があるからなのだろうか。この差異に合理的な理由があるとすれば、それは何だろうか。

生命保険金の一時金について所得税が課税されない根拠を論理的に解明した先行研究を見出すことはできなかった。わが国の現行所得税法には生命保険金を非課税とする規定は存在せず、相続財産（みなし相続財産を含む。）を非課税とする規定があるだけである。そのため、この問題を解く鍵は、譲渡性資産と生命保険金の課税上の性質の違いにあると思われる。そこで、この問題を念頭におきながら、所得税の本質、所得税の課税根拠について確認しておく。

#### 第4節 所得の意義、所得の実現と帰属

所得税法に限らず、実定法上において所得の意義を明確にした規定はない<sup>75</sup>。所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とされ、それらは、各種所得（所法23～35）の金額から算出される。各種所得の金額として個別に計算された金額の合計額をもって所得税の課税標準とされるのである（所法22）。そのうち、例えば一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合

計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とされる(所法 34 二)、その他、不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得、雑所得においても、各所得金額の計算の基礎に算入されるのは、各種“所得に係る総収入金額”とされる。さらに、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において“収入すべき金額”とされる(所法 36 一)。このことから、課税所得は“所得に係る収入すべき金額”を基礎として計算されるものであると解釈することができる。そこで、所得とは何か、収入すべき金額とは何かを確認しておく必要がある。

金子宏名誉教授によれば、わが国をはじめとする各国の租税制度において一般的に採用されている所得概念は、取得型(発生型)所得概念(accrual type concept of income)と呼ばれるもので、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得とする考え方である<sup>76</sup>。そしてその範囲の構成として、わが国ではアメリカ法の影響のもと、包括的所得概念を採用しており、源泉や形式、合法性の有無にかかわらず、人の担税力を増加させる利得はすべて所得を構成すると解されている<sup>77</sup>。

そして課税所得について、同名誉教授は、「所得税法は、いずれの所得についても、その金額を収入金額または総収入金額として規定し(33 条ないし 35 条) いわば所得を「収入」(receipt)の形態においてとらえている。収入という言葉は、通常用法に従って、経済価値の外からの流入と理解する限り、所得税法は、原則として、収入という形態において実現した利得のみを課税の対象とし、未実現の利得=保有資産の価値の増加益は課税の対象から除外している、と解さざるをえない<sup>78</sup>。」としながらも、「所得税法や法人税法が、未実現の利得を課税の対象から除外しているのは、実際的便宜の考慮、伝統的会計慣行の影響、等によるものであって、実現した利得のみが所得であるというカテゴリカルな考え方によるものではない、と思われる<sup>79</sup>。」「それらが本質的に所得でないからではなく、それらを捕捉し評価することが困難であるからであって、それらを課税の対象とするかどうかは立法政策の問題である<sup>80</sup>」と述べられ、未実現の利得に課税している特別規定の例として、みなし譲渡を規定した所得税法第 59 条を挙げておられる。つまり、未実現であっても所得を構成するが、別段の定めがない限り、課税所得は、所得のうち実現したものであると捉えることができると思われる。

それでは、このような未実現の所得はいつの時点で実現し、課税所得となるのか。

「収入すべき金額」という文言につき、判例及び学説は、一般に、これを「収入すべき

権利の確定した金額」をいうと解しており、権利の確定時期によって収入金額の帰属年度を決定するこのような考え方は、権利確定主義と呼ばれている<sup>81</sup>。

また、アメリカのホースト事件<sup>82</sup>における最高裁判決によれば、所得は概念的には発生主義の立場をとるが、これらの所得につき課税所得を計算できる何らかの事実が発生した時点をもって「実現」とし、“課税”所得を構成するとされる。この考え方はわが国においてもあてはまると思われる。

譲渡性資産の譲渡によるわが国の所得課税は、資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解されている<sup>83</sup>。未実現のキャピタル・ゲインも理論上は所得である<sup>84</sup>ことにつき、判決例は、「資産の値上りによる増加益を所得としてこれに課税する場合、厳密に言えば、当該資産の市場価値の一年内の増加額を毎年査定し、これに対して課税すべきであるが、かような方法は技術的に困難である。そこでこの所得に対する課税の時期を資産譲渡の時という特定の時にした、すなわち、資産の値上りによる増加益がある年間に生じた場合でもこれに対して課税することなく、資産が売却されるなどして、所得が現金その他に換金されたときに初めてその年分の所得として課税の清算を行う<sup>85</sup>」と判示している。そして、みなし譲渡の趣旨については、「換価が延引されれば課税もまた延期されることになり、納税者は本来ならば課せられるべき税負担の相当部分を免れることが可能となる。これを防止するため、資産が贈与により処分された場合にはその時に増加益が実現したものとみなしてこれを計算し、贈与者の所得に算入することにしたのである。…したがって結局資産の値上りによる増加益（譲渡所得）は、当該資産が、有償にせよ、無償にせよ、その所有者の支配を脱して他へ譲渡される際従来の増加益が実現し、又は実現されたとみなされこれに課税されるのであって、譲渡に際し対価を得たか否かは課税の対象としての資格を左右するものでない<sup>86</sup>。」と判示している。さらに、所得税法第 60 条の趣旨について、「譲渡所得課税の趣旨からすれば贈与、相続又は遺贈であっても、当該資産についてその時における価額に相当する金額により譲渡があったものとみなして譲渡所得課税がされるべきところ（法 59 条 1 項参照）法 60 条 1 項 1 号所定の贈与等にあつては、その時点では資産の増加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡所得課税について納税者の納得を得難いことから、これを留保し、その後受贈者等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたものである<sup>87</sup>。」と判示している。上記において確認できるの

は、繰り延べられた譲渡所得は、被相続人等において既に潜在的に発生していた所得であるということである。

## 第5節 生命保険金における実現と帰属

### 1 生命保険金と所得概念

前節の考え方を生命保険金に当てはめて検討することとする。まず、生命保険金は所得を構成するだろうか。

生命保険という制度は、保険と賭博と貯蓄との混合形態であるとも言われる<sup>88</sup>。少なくとも、生命保険契約の多くは純粹の保障と貯蓄の二つの特徴を兼ね備えており<sup>89</sup>、そのため、受取保険金は、純粹保険部分、貯蓄元本部分、及び貯蓄運用益部分から構成される。貯蓄元本部分については所得ではないため課税すべきではなく、貯蓄運用益部分に対しては課税すべきであるというのは、他の投資用資産との類似性から考慮して問題ないと思われる。そこで、純粹保険部分について個別に検討する。

水野忠恒教授は、「純粹の保険保障の部分は将来の経済的損失をカバーするものであり期待された収入に代わるものであるといえる。それは財産的損失の補償にとどまるものではない。したがって所得たる性質を失わない<sup>90</sup>。」と述べられ、包括的所得概念の下では所得を構成することを否定していない。

渋谷雅弘教授も、損害保険の保険金の受取が損害の回復であり所得を構成しないことと対比して、仮に死亡の事実がなければ、被保険者は課税対象となる所得を生み出すはずのものであったという点に生命保険の保険金の実質的な課税の根拠を求めるべきであろう<sup>91</sup>と述べられている。

このように、生命保険金は、受取人の純資産の増加に違いはなく、ヘイグ=サイモンズの定義によれば所得である<sup>92</sup>ということになる。アメリカには生命保険金の非課税制度が存在する<sup>93</sup>が、これについては、水野忠恒教授は、優遇措置であることだけは認識しなければならぬ<sup>94</sup>と述べられている。

### 2 保険事故発生前の未実現所得

次に、保険金受取額と支払保険料との差額が、譲渡所得に対する課税所得の繰延の考え方のように、保険事故発生前の段階で保険料負担者に帰属する潜在的な所得と言えるかどうかについて検討する。

山下孝之弁護士によれば、「生命保険契約に基づく権利のうちもっとも重要な保険金請求権は、保険事故が発生しなければ具体化しない、きわめて不確実な権利であり、保険事故発生前において、その財産性を評価することは困難である。一方、積立金・解約払戻金の払戻請求権は、生命保険契約が長期契約であるため一定額の平準な保険料の徴収による後年度の使用にあてるためと満期保険金の支払に備えるために保険者が積み立てている責任準備金（これがその時点の生命保険契約の経済的価値を示している）に対する保険契約者の権利であり、その意味では貯蓄的要素を有しているのであって、生命保険の財産性はむしろ積立金・解約返戻金の払戻請求権が中心となる<sup>95</sup>」とされる。

第1節で概観したとおり、保険金受取人は、自己固有の権利として原始的に保険金請求権を取得するのであり、保険金請求権は保険契約者から承継的に取得されるものではないというのが、我が国における確固たる判例・通説である<sup>96</sup>。このことから導かれる多数説は、保険金請求権は、保険契約者の債権者にとっては責任財産にならない<sup>97</sup>ということである。このような状況を鑑みると、保険料負担者において潜在的に所得が発生していると考えすることはできないのではないだろうか。

この考え方の下において、生命保険金だけが二重課税を免れているという第3節の問題を検討すると、生命保険金の收受は、確かに受取人の担税力を増加させるため、所得税又は相続税が課される。しかし、受取額と支払保険料との差額部分の所得については、生命保険契約そのものが生み出す所得には違いないが、被相続人等に帰属する所得であるとは言えないのではないだろうか。第2章において検討したとおり、譲渡所得等におけるキャピタル・ゲインについて課税が重複する部分は、前所有者に帰属する所得であり、繰り延べられた課税である。ところが生命保険契約における被保険者の所得に帰属するものがあるとすれば、それはわずかに解約返戻金と支払保険料との差額にすぎない。そうであれば、死亡保険金である一時金の受取額と支払保険料の差額に対して所得税法第60条と同様の趣旨を持つ所得税法施行令第183条第2項《生命保険契約に基く一時金の計算》を適用しないのは、所得税法第9条第1項第15号があるためではなく、これを適用すれば誰にも帰属していない所得に対する課税を受取人が負担しなければならなくなってしまうからであると言えないだろうか。保険金受取人の利得については、自ら保険料を負担した部分については、保険料を控除した差額部分につき一時所得として課税されるが、それは保険事故の発生を基因として自己に帰属する所得である。また、保険料を負担していない部分については、自己負担の費用はないため、その移転による所得については受取額全額につい

て相続税又は贈与税が課され、所得税は非課税となる。そこで課税関係は終了するのである。したがって、換価分割との比較において生命保険金である一時金が譲渡性資産のような重複課税を免れているのは、特例的な取扱いなのではなく、所得の実現・帰属に関する適切な解釈に基づいた当然の結果であるといえよう。この生命保険金について、保険金と保険料の差額部分に対して更に所得課税がなされるとすれば、その差額部分が、誰かに帰属する所得であると擬制できなければならない。譲渡所得があらゆる有形・無形資産を対象としていると解されながら、生命保険契約の権利の譲渡が譲渡所得に含まれないのは、当該契約の譲渡とキャピタル・ゲインの清算という考え方とは相容れないものであるということの証左ではないだろうか。

### 3 実現と帰属 保険事故発生後

次に保険事故発生後の所得の実現時期について検討する。

生命保険の一時金においても、相続人が相続と同時に取得するのは現金ではなく、まず保険金請求権である。保険金受取人に指定された者は、その保険金請求権に基づき保険会社に保険金の請求を行い、保険会社はその請求に対して支払を行うべきかどうかを審査し、自殺や保険金目的殺人等の免責事由に該当しない場合に限って支払を行う(商法 680)。したがって、被相続人の死亡と同時に支払が確定しているものではない。このように、保険金の收受は、あくまでも被相続人の死亡後に保険金受取人の元で確定する利得であると思われる。

では、保険金受取人のどの時期に帰属する所得であるか。考えられるのは、保険事故発生時、保険金受給確定時、保険金受取時、であろう。

遺産分割の対象となる資産については、その取得時期は相続発生時とされる(民法 896、909)が、私法上は生命保険金は相続財産ではないとされるから、別段の定めがない限り、原則に則って権利確定主義に基づき認識すべきと思われる。

相続税法第3条第1項第1号は、被相続人の死亡により保険金を“取得した”場合には、相続又は遺贈により取得したものとみなすと規定している。文理解釈上、保険金を“取得する”場合は含まないと解釈することも考えられるが、年金も含まれるとされている(相基通 3-6)。この趣旨は、本件判決例にあるとおり、「被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから<sup>98</sup>」であると思われる。つまり、金銭はまだ“取得した”のではないが、保険金請求

権を保険事故発生と同時に“取得した”と観念できるのであろう。

那覇地裁平成10年6月28日判決<sup>99</sup>は、遺贈を受けた法人の受贈益の計上時期について、例え紛争が生じて権利が確定していなくても、遺贈を放棄していない以上、その効力は死亡時に発生する（民法985一）から、受贈益は遺贈者の死亡時に発生するとした<sup>100</sup>。この判決に従えば、権利確定の時期とは、現実の利得の確定時ではなく、請求権の効力発生の時期と捉えることができる。そうであれば、保険金請求権の効力が発生するのは保険事故発生時である（商法675二）から、保険金受取人の所得の帰属時期は、保険事故発生時であり、これは一時金に対する現行の相続税の課税実務と矛盾しないと思われる<sup>101</sup>。

一方、年金受給権の所得の認識は年金の受給時とされているが、それはなぜだろうか。年金受給権も保険金請求権の行使の結果取得したものであるため、その所得は保険事故発生時に実現すると考えられなければならないはずである。

生命保険年金を雑所得とする根拠は、所得税法第183条第1項とされる（所基通35-1(9)）。同規定は、「生命保険契約等に基づく年金…の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。」としており、生命保険年金を雑所得であるとする前提の下で金額の計算方法を規定しているが、そもそも生命保険年金を雑所得とし、所得実現の時期を実際の受取時とする根拠は明文規定にない。山下孝之弁護士は、「具体的保険金請求権は、保険事故の発生により、具体的な金銭債権となっており、その譲渡・質入等の処分が可能であることについては問題はない。我が国において生命保険金請求権の処分を禁止する法律は存在せず、金銭債権化した具体的保険金請求権の処分可能性は明白である<sup>102</sup>。」と述べられている。つまり、未収であっても、保険事故発生後においては、保険金請求権は果樹等の譲渡性資産と同様の性質を持つ確固たる資産であると考えられる。

そのため、私見であるが、この生命保険年金の所得区分については、個々の受給に係る雑所得ではなく、保険金請求権の取得に担税力を見出す一時所得であると考えた方が妥当なのではないだろうか。そして実際に受け取る一時金及び年金は、これら保険金請求権という財産を対価とする権利行使の結果であり、実際に受け取る金銭に所得が発生するとすれば、それは利息相当額でしかないはずである。保険事故発生時にいったん一時所得として認識し、その後の実際の受給時に、保険事故発生時の現価との差額を雑所得として認識するのが最も理論的かつ現実的ではないかと思われる。ただ、自らが保険料を負担していた年金に対して一時所得課税がなされる場合には、実際に金銭を受け取っていないにもか

かわらず課税が生じる不合理性が生ずるが、これは保険金に限った問題ではなく、割賦売掛金や、譲渡所得における分割弁済の場合<sup>103</sup>と同時に議論されるべきものである。

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう（所法 34）。そして雑所得とは、他のどの所得にも該当しない所得をいう（所法 35）。相続によって取得したのが金銭ではなく保険金請求権であるという本件判決が妥当であるなら、文理解釈上、これを一時所得であると考えたほうが適切であると思われる。

実務では、「相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金には、一時金により支払を受けるもののほか、年金の方法により支払を受けるものも含まれる（相基通 3-6）」とされるが、そのように解釈する前提として、年金受給権の取得が、保険金を“取得した”場合に該当する必要がある。保険金を取得したと解されるのであれば、それは純資産の増加であり、本来ならば所得税の対象（一時所得と思われる）であるはずである。

本件判決にて引用された税制調査会の答申では、相続税と年金の所得税の二重課税の問題は所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考えている<sup>104</sup>が、同答申は同時に次のようにも述べている。「相続又は贈与による所得については、純資産増加説の立場からは、これを基本的には所得と観念することとなるが、相続については、その特異な原因と、考慮すべき人的諸事情及び財産評価上等の諸問題が多いことにかんがみ、さらに、相続人の財産取得とともに被相続人の遺産総額に着目して担税力を考慮するという要請から、別途に相続税の体系でこれに対処することが合理的と考えられる<sup>105</sup>。」ここでも相続税が所得税の補完税であるという立場が貫かれている。所得税の一部を相続税法に委ねた趣旨ともとれるこのような考え方をもちながら、なぜ所得税と相続税を別個の体系の税目ととらえて二重課税ではないと断じているかは明らかではないが、前述したような生命保険金の特殊性、つまり保険事故発生前には保険金請求権の財産性が認められない点を観念していないからではないだろうか。

或いは、そうではなく、所得税法第 183 条第 1 項が生命保険年金を雑所得とする明文規定であると主張する立場をとり、実際の年金受取時に所得を認識するのが妥当であるというのであれば、今度は年金受給権が保険金を“取得した”場合にはあたらないと解され、そしてそうであればそもそもみなし相続財産足り得ず、年金も含まれるとした相続税法基本通達 3-6 が誤りであるという解釈が成り立つ。所得税法第 9 条第 1 項第 15 号は、相続

等により“取得した”ものでなく“取得する”ものを非課税としている。所得税法において年金が相続等により“取得する”ものに含まれないのであれば、文理解釈上、相続税法において相続等により“取得した”場合には当然含まれないはずである。

ただし、年金を一時所得として課税する場合、保険事故発生時の現価測定に困難が伴う。金額が確定している定期金の時価は、これを評価時点（受取・相続時）の金利で割り引いて評価額を計算すべきであるが、大垣尚司教授は、本件事例のような、契約当初からその時点の予定利率に基づいて定期金の額が確定しているものについては、一時金を選択した場合に保険会社が算出する現価の額は、評価時点の割引率ではなく契約時点の予定利率に基づくものなので、時価評価とは無関係な金額となる<sup>106</sup>と述べられている。そのため、法令又は通達等により一定の考え方を表す必要があると思われる。

また、相続税を所得税の補完とする立場から、年金の受給権取得に対する相続税と、その後の運用益相当額に係る所得税を適切に区分するためには、少なくとも、受給権の時価について、相続税法及び所得税法の両者において統一的な評価を与えるべきであると思われる。

## 第6節 類似例の検討

前節までの考え方に基づき、その他の資産について整合性を保てるかどうか、検証する。

### 死亡退職金（年金）

被相続人の死亡を起因として遺族が受け取る退職金は、みなし相続財産として相続税が課せられる。所得税については、一時金であれば所得税法第9条第1項第15号により非課税とされ、年金であれば同条第1項第3号口により非課税となるとされている。

生命保険金と同様、退職金は退職という事実の発生前において潜在的な財産的価値が実現しているとは言えないため、死亡退職金は被相続人の所得を構成しないと思われる。

退職年金については、将来受け取る年金の現価がみなし相続財産として相続税の課税対象となる。これは年金受給権の取得が前提となっている点は生命保険年金と同様である。そのため、実際に受け取る年金と相続開始時の現価との差額は、生命保険年金と同様に所得を構成する。しかし、所得税法第9条第1項第3号口の規定により非課税となると考えられる。この意味で同規定は創設的規定であると考えられることができると思われる。

しかし、年金受給後に、適格退職年金契約の解除一時金を受け取った場合には、年金受給権（基本権）がみなし相続財産として課税対象とされているにもかかわらず、その解除

一時金は一時所得として取り扱われている<sup>107</sup>。この事例は、本研究の対象と同様の二重課税問題が生じていると思われる。

### 著作権

著作権・特許権等の権利の価額が将来の収益の現在価値と言われる<sup>108</sup>のは、保険金受給権を始めとするその他の資産と同様である。しかし著作権等については、被相続人等が生み出した価値であり、被相続人等に帰属する未実現所得である。そのため、相続人等が被相続人等に帰属する所得税を負担したとしても、所得税法第 60 条の予定するところであり、排除すべき二重課税には該当しないと考えられる。したがって、その他の譲渡性資産と同様、現行の課税の取扱いは妥当であると思われる。

### 預貯金の利子等

預貯金の利子等は、利子等の収入金額がそのまま課税所得を構成する（所法 23 二）。利子は時の経過と共に発生し、元本の所有者に帰属する所得は常に存在するため、第 2 章で述べた趣旨に基づいて課税を正当化できると思われる。しかしながら、利子所得について課税の繰り延べを規定した所得税法第 60 条のような規定は存在せず、わずかに無記名公社債等の利子等について、元本の最後の所有者が利子の支払を受ける者として課税される旨を規定しているに過ぎない（所法 14）。そのため、その他の利子所得について、結果として前所有者に帰属する所得に対する課税を負担する現行の課税の取扱いが文理解釈上許されるかどうかは疑問である。ただ、実務上は、相続税法における預貯金の時価について、経過利息からその経過利息に対する源泉所得税相当額が控除される（評基通 203）ため、二重課税は排除されていると考えられる。

### 第7節 小括

以上の検討から、生命保険年金については、次のようにまとめられる。

(1) 生命保険金は保険事故を起因として発生する所得であるため、被相続人又は贈与者に帰属する潜在的な所得は存在しない（存在するとしても解約返戻金と保険料の差額のみならず）から、被相続人に発生した潜在的な所得を相続人に繰り延べするという考え方は否定されなければならない。

(2) 保険金請求権又は保険金受給権の取得はそれ自体が「移転に基づく利得<sup>109</sup>」であり、一時所得の性質を有するものである。そしてその所得の実現の時期は保険事故発生時である。本件二重課税問題の本質は、実は所得の二重認識の問題であり、相続税法においては

相続時にその所得を認識し、所得税法においては年金受給時に所得を認識するという認識時期のずれの問題である。

武田昌輔名誉教授は、本件事件について、以下のとおり結論づけられておられる。「この年金は保険一時金の回収額であって、年金所得ではない。…結論としては、年金には課税すべきでないというのは、所得税法第9条第15号の問題としてではなく、所得ではなく、回収額であるという理由による。同号は所得であることを前提としての規定であって、所得でないものに、同号の適用はなく、そもそもが同号の問題ではない<sup>110</sup>。」この考え方は、私見と通ずるものがあると思われる。

金子宏名誉教授は、包括的所得概念の背景にある考え方として、「二種類の所得のうちどちらも納税者の経済的負担能力＝担税力を増加させるという場合に、一方は課税の対象とし、他方は課税の対象から除外することは、明らかに、近代法の基本原則である平等原則に反することである<sup>111</sup>。」と述べられている。この考え方を生命保険に当てはめると、所得税課税の根拠をどこに置くかによって結果が異なるものと考えられる。前者は所得の実現そのものに対して課税がなされるべきという立場であり、後者は納税者個人の担税力の増加を原因として課税する立場である。前者の立場に立てば、年金のみならず一時金についても、受給額と保険料の差額については課税されるべきである。後者の立場に立てば、被相続人において増加した担税力はわずかに解約返戻金相当額と保険料との差額にすぎないし、また、保険金受取人においては、担税力の増加はすなわち保険金請求権の取得であり、それに対しては相続税又は所得税が一度だけ課されるべきである。

金子宏名誉教授は、次のように指摘し、後者の立場を支持しておられる。「サイモンズがいうように、『所得税は、所得に対する課税ではなく、それぞれの所得に即して人に課される租税なのである。』…所得は物に即した観念ではなく、人に即した観念であることを指摘しておきたいと思う。事業からの収益、土地の賃貸料、預金の利子、労働の対価等は、それらのものが生み出す所得であるといわれる。このような理解は決して間違いではない。しかし、それらは実は所得の現象形態なのであって、それらが特定の人に帰属しその担税力を増加させる点に所得の意義があるのである<sup>112</sup>。」私見も賛成である。

しかし、それでもなお、わが国の現行の所得税法が、このような属人主義ではなく、所得それ自体に課税しようとする、いわば属物主義的な構成を成していることに懸念を感じる。本論文でとりあげた所得税法施行令第183条、所得税法第14条第2項、所得税法60条はその典型例である。利子所得のような定率課税の場合は、問題は大きくないが、累進

税率が採用される場合には問題は深刻化する。

しかし、所得税をあくまでも属人主義的に構成すべき好例として、東京地裁平成 4 年 3 月 10 日判決<sup>113</sup>を挙げたい。これは、個人 P が所有している甲土地を個人 X が時効取得し、その後 X が甲土地を他人に譲渡した場合の課税関係につき、甲土地を時効取得したことで X は一時所得を得ることになり、その収入金額は甲土地の時効援用時の時価である、X が甲土地を譲渡したときの甲土地の取得価額は時効援用時の時価である、と判示した事件である。この判決の特徴は、P の所有期間に係る土地の値上り益部分について、P も X も課税されていない点である。

P の所有期間に係る値上り益部分について、課税の基準を所得そのものに置こうとする前者の立場に従えば、P 又は X に対し課税されるべきである<sup>114</sup>。しかし、後者の立場に立てば、X も P もその所得を享受していないことに重点が置かれる。私見は後者の立場をとり、妥当な判決であったと考えたい。

おわりに

本論文のテーマとなった生命保険年金の二重課税問題は、本件判決に先立つ長崎地裁平成 18 年 11 月 7 日判決に対するものだけでも多くの学者・専門家が評釈する<sup>115</sup>など、話題性が大きく、また、一般紙<sup>116</sup>にも採り上げられるほどの過熱ぶりであり、一般国民にとっても関心度の高い問題であることが改めて感じられた。

生命保険年金のさきがけとして国民に親しまれている年金制度として、大正 15 年から実施されている郵便年金（現在は簡易保険に統合）があり、国策に役立てられていた<sup>117</sup>。この年金の受給については、終戦前までは制限的所得概念のもと、非課税とされていた<sup>118</sup>。終戦後も、「遺族の受ける恩給及び年金」は非課税とされていた<sup>119</sup>。そのため、本研究のテーマとなる問題は生じなかったと思われる。

ところが昭和 38 年、非課税となる年金とは「死亡した者の勤務または人的役務の提供に関連して遺族が支払を受けるものに限られるのであるから留意すること」との通達が突然発せられ<sup>120</sup>、この通達を受けて同 40 年の所得税法改正によって、非課税とされる年金は退職年金等に限られることとなった。昭和 38 年に突然このような通達が発せられることとなったのは、この年に民間生命保険会社が一斉に年金保険の取扱いを開始したためである<sup>121</sup>と思われるが、本研究テーマとなる年金の二重課税問題はこの昭和 38 年前後に顕在化したと思われる。

本研究のテーマとなった福岡高裁平成 19 年 10 月 25 日判決に係る裁判は、課税庁が譲渡所得との類似性を主張し、納税者が生命保険の一時金との類似性を主張していたが、裁判所はこれらの類似性については判断せず、それ以外の主張についてほぼ課税庁の主張を認めた。本研究では、この問題についてはこの譲渡所得との比較、一時金との比較が重要な論点であると判断し、これらの比較を主眼として研究を進めた。

譲渡所得との比較については、二重課税問題の意義や許されない二重課税とは何かを検討し、譲渡所得課税と相続税について二重課税が原則となっている点を検討した。そして譲渡所得に限らず、相続等の移転による利得と、資産そのものが生み出す利得とは別個に計算されるものであり、繰り延べられた課税が顕在化することによって二重課税に見えたとしても、それぞれに課税されるのが公平を保つ要素であるため、課税庁の主張は合理性のある正当な主張であることを確認した。

一方、わが国の現行所得税法には生命保険金を非課税とする規定はなく、相続財産（みなし相続財産を含む。）を非課税とする規定があるだけであるが、生命保険の一時金は非課税とされている。そこで所得税の課税根拠という原則に立ち返り、改めて譲渡性資産と生命保険金の違いを浮き彫りにすることで、一時金に課税されない根拠を見出そうとした。

検討の結果たどりついたのは、生命保険金（一時金）が所得税を免れている最大の理由は、保険事故発生前においては、繰り延べられるべき保険料負担者の帰属所得がないからではないかというものである。生命保険金は、税法上は遺産と同様の取扱いを受けているが、私法上は保険金受取人が原始的に取得するものであり、保険事故発生前には所得は未実現どころか、潜在的にも存在しないと考えられるからである。

そして、この私見を前提として生命保険年金を検討すると、保険金受取人の所得の実現時期について論理上の歪が生じてくる。すなわち、相続税法では、生命保険年金は相続開始時にその取得が実現したとして相続税を課税しているのに対し、所得税法上は、年金受取時に実現したとして所得税を課税しているのである。そこで、権利確定主義の原則に基づき、他の資産と同様に所得実現の時期を相続発生時であると考えるのが最も合理的ではないかとの結論に達した。つまり、生命保険年金も一時所得である。これらの私見は、退職年金や著作権などについて当てはめた限りでは、整合性を乱してはいないように思われる。

この年金二重課税問題は、解決を導くにあたり、相続税における遺産税か取得税かの問題と、所得税における課税単位、所得概念、実現概念、帰属概念の問題を再検討する必要

のある困難な問題であったが、以上のとおり考察を行なった現在では、生命保険年金に対する現行の取扱いは、所得税の原則に基づき、改められるべきであるとの考えを強く持つに至っている。最高裁において納得のできる判断が下されることを期待したい。

- <sup>1</sup> 生命保険文化センター『平成 18 年度 生命保険に関する全国実態調査<速報版>』生命保険文化センター企画総務部（2006）3 頁。
- <sup>2</sup> 総理府税制調査会編『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』大蔵省印刷局（1964）61 頁。
- <sup>3</sup> 平成 18 年（行コ）第 38 号 所得税更正処分取消請求控訴事件、判例集未登載（TAINS Z888-1293）裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20070410174433.pdf>
- <sup>4</sup> 長崎地裁平成 18 年 11 月 7 日判決、平成 17 年（行ウ）第 6 号 所得税更正処分取消請求事件、判例集未登載（TAINS Z888-1185）。
- <sup>5</sup> 国税庁質疑応答事例  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/25.htm>
- <sup>6</sup> 小林栢弘「個人年金（生命保険）に係る所得税及び相続税・贈与税について」週刊税務通信 2969 号（2007）51-52 頁。
- <sup>7</sup> 金子宏他編『法律学小辞典[第 4 版]』有斐閣（2004）951 頁。
- <sup>8</sup> 金子宏他、前掲注 7、951 頁。
- <sup>9</sup> 木村弘之亮「二重課税の概念」法律学研究 72 巻 2 号（1999）1 頁。
- <sup>10</sup> 木村弘之亮、前掲注 9、1 頁。
- <sup>11</sup> 木村弘之亮、前掲注 9、3 頁。
- <sup>12</sup> 金子宏『租税法[第 12 版]』弘文堂（2007）231 頁では、「法人の所得に対して法人税を課し、さらに個人の配当所得に対して所得税を課すことは、二重課税（double taxation）となる」とし、国内領域において double taxation という用語を用いている。
- <sup>13</sup> 木村弘之亮、前掲注 9、6-7 頁。
- <sup>14</sup> 小西砂千夫「許容できる『二重課税』とは何か」税 52 巻 8 号（1997）5 頁。
- <sup>15</sup> 武田信央「軽油引取税は消費税法 28 条の対価に該当するか」税研 20 巻 2 号（2004）72-73 頁。
- <sup>16</sup> 国税不服審判所裁決事例集 No.49（1995）460 頁、同 No.53（1997）477 頁。
- <sup>17</sup> 武田信央、前掲注 15、70-71 頁。
- <sup>18</sup> 通達においてこのように取扱われていることについては、課税要件法定主義の見地から問題視されている（武田信央、前掲注 15、73 頁）。
- <sup>19</sup> 小西砂千夫、前掲注 14、8 頁。
- <sup>20</sup> 金子宏、前掲注 12、100 頁。
- <sup>21</sup> 小林栢弘、前掲注 6、50 頁。
- <sup>22</sup> 最高裁昭和 60 年 3 月 27 日大法廷判決（大嶋訴訟）民集 39 巻 2 号 247 頁。
- <sup>23</sup> 武田昌輔監修『DHC コンメンタル所得税法』第一法規（加除式）469 頁。
- <sup>24</sup> 例えば、水野忠恒「所得税と相続税の交錯」ジュリスト 1020 号（1993）。
- <sup>25</sup> 木村弘之亮、前掲注 9、6-7 頁。
- <sup>26</sup> 例えば、佐藤英明「相続税率の法理論 若干の論点整理」日税研論集 49 号（2002）62 頁。
- <sup>27</sup> 水野忠恒、前掲注 24、154 頁。
- <sup>28</sup> 川端康之「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」日税研論集第 56 号（2004）22-23 頁。
- <sup>29</sup> 「カナダでも、合衆国でも、相続税と遺産税の区別を明確にして二重課税問題を論じた専門家をほとんど見ることはなかった。」中西一「カーター報告後の 30 年と資産課税」経済学研究 63 巻 4・5 号（1996）149 頁。
- <sup>30</sup> 栗林隆『カーター報告の研究 包括的所得税の原理と現実』五紘社（2005）44 頁。
- <sup>31</sup> 水野忠恒、前掲注 24、155 頁。
- <sup>32</sup> 栗林隆、前掲注 30、84 頁。

- 33 一高龍司「カナダ及びオーストラリアにおける遺産・相続税の廃止と死亡時譲渡所得課税制度」日税研論集 56 号 (2004) 55-56 頁。カナダではみなし譲渡所得課税開始に伴い相続税が廃止された。またオーストラリアでは、遺産税廃止に加え相続時には取得価額の引継ぎが行われるため、相続時には遺産税も所得税も課されない(同書、87-88 頁)。
- 34 石島弘『課税権と課税物件の研究』信山社(2003)142 頁。
- 35 例えば、産業構造審議会産業金融部会「第 2 回産業金融機能強化のための金融所得課税のあり方に関する検討小委員会議事要旨」(2003 年 12 月 12 日)  
<http://www.meti.go.jp/kohosys/committee/summary/0002020/>
- 36 増井良啓「所得税法 59 条と 60 条の適用関係」税務事例研究 96 号(2007)43 頁。
- 37 最高裁昭和 43 年 10 月 31 日判決(榎本家事件)、訟務月報 14 巻 12 号(1968)1442 頁。
- 38 増井良啓、前掲注 36、44 頁。
- 39 増井良啓、前掲注 36、51 頁。
- 40 増井良啓、前掲注 36、51 頁。その他、佐藤英明『ブレップ租税法』弘文堂(2006)190 頁も参照。
- 41 一高龍司、前掲注 33、61 頁。
- 42 橋本守次『ゼミナール相続税法』大蔵財務協会(2007)837 頁。
- 43 立法趣旨を考慮すれば、生命保険年金についても対象とすべきであると思われる。
- 44 国税庁『改正税法のすべて[昭和 45 年]』(1970)61-62 頁。
- 45 金子宏『所得概念の研究』有斐閣(1995)57 頁。
- 46 税制調査会答申『わが国税制の現状と課題』(2000 年 7 月 14 日)290 頁。
- 47 最高裁平成 6 年 9 月 13 日判決、判例時報第 1513 号(1995 年 2 月 11 日)97 頁。
- 48 最高裁平成 17 年 2 月 1 日第三小法廷判決(ゴルフ会員権贈与事件)  
訟務月報 52 巻 3 号(2006 年 3 月)1034 頁、判例時報 1893 号(2005 年 7 月 21 日)17 頁。
- 49 この考え方に基づけば、遺産分割に係る弁護士費用は相続税の計算において控除すべきである。これは、時効取得の際の一時所得の計算上弁護士費用が控除されない(静岡地裁平成 8 年 7 月 18 日判決)ことと同様の問題であると思われる。
- 50 前掲注 48 判決文より。
- 51 2001 年 12 月 12 日判決、裁決事例集第 62 号、161 頁。
- 52 池本征男「被相続人の死亡に基因して支払われる生命保険契約の保険年金は、相続税の課税対象であるから相続人がその後を受ける年金について所得税を課することはできないとされた事例」国税速報 5852 号(2006 年 12 月 18 日)
- 53 現実には、時価相当額の退職金と対になっている。
- 54 一般にカナダの専門家は、相続税(succession duty)につき、相続税(inheritance tax)と遺産税(estate tax)の理論的な相違を意識せず曖昧に使っている。中西一、前掲注 29、135-136 頁。
- 55 Ontario. Fair Tax Commission, Fair Taxation in a Changing World: report of the Ontario Fair Tax Commission. 1993. (一高龍司、前掲注 33、61 頁)
- 56 一高龍司、前掲注 33
- 57 一高龍司、前掲注 33
- 58 吉田和男「シャープ税制と包括的所得税」時の法令 1312 号(1987)43 頁。
- 59 小林栢弘税理士は、「一時金の時には所得の創出部分について所得税が課税されていないことが問題なのである」と述べられている(小林栢弘・小池正明対談「年金付き生命保険事件の読み方・考え方(上)」速報税理 26 巻 5 号(2007)38 頁)。
- 60 渋谷雅弘「生命保険に関する税制」日税研論集 41 号(1999)112 頁
- 61 山下孝之『生命保険の財産法的側面』比較法研究センター研究叢書(2003)2 頁。
- 62 水野忠恒「生命保険税制の理論的問題(上)」ジュリスト 753 号(1981)110 頁。
- 63 渋谷雅弘「生命保険に関する税制」日税研論集第 41 号(1999)103 頁。
- 64 大審院昭和 11 年 5 月 31 日判決、大審院民事判例集 15 巻 11 号 877 頁。
- 65 最高裁平成 14 年 11 月 5 日第一小法廷判決(契約者が保険金受取人を変更する行為は遺贈又は贈

- 
- 与には該当しないとした事例)、民集 56 卷 8 号 2069 頁。
- <sup>66</sup> 最高裁平成 16 年 10 月 29 日第二小法廷判決、民集 58 卷 7 号 1979 頁。
- <sup>67</sup> 最高裁昭和 40 年 2 月 2 日第三小法廷判決、民集 19 卷 1 号 1 頁。
- <sup>68</sup> 最高裁平成 5 年 7 月 18 日第二小法廷判決、民集 48 卷 5 号 1233 頁。
- <sup>69</sup> 河森計二「生命保険金請求権の特別受益性」生命保険経営 74 卷 2 号 (2006) 126 頁。
- <sup>70</sup> 金子宏、前掲注 12、215 頁。
- <sup>71</sup> 渋谷雅弘、前掲注 63、108 頁。
- <sup>72</sup> 金子宏、前掲注 12、439 頁。
- <sup>73</sup> 渋谷雅弘、前掲注 63、108 頁。
- <sup>74</sup> 「家族収入保険の保険金に関する課税について」[昭和 43 年 3 月官審(所)2、官審(資)9](武田昌輔、前掲注 23、471 頁)。
- <sup>75</sup> 金子宏、前掲注 45、10 頁。
- <sup>76</sup> 金子宏、前掲注 12、159 頁。
- <sup>77</sup> 金子宏、前掲注 12、161 頁。
- <sup>78</sup> 金子宏、前掲注 45、74 頁。
- <sup>79</sup> 金子宏、前掲注 45、74 頁。
- <sup>80</sup> 金子宏、前掲注 12、161 頁。
- <sup>81</sup> 田中治「税法における所得の年度帰属 権利確定主義の論理と機能」経済研究 32 卷 2 号 (1987) 162 頁。
- <sup>82</sup> *Helvering v. Horst*, 311 U.S.112 (1940)、同 61S.Ct.144.147 (1941)。父の有する社債の利札を利払期到来前に切り離して息子に贈与し息子が利子を受領した場合に、その利子が父の所得となるかどうか争われた事件(金子宏、前掲注 45、69-70 頁)。
- <sup>83</sup> 最高裁昭和 43 年 10 月 31 日判決、訟務月報 14 卷 12 号 (1968) 1442 頁。
- <sup>84</sup> 金子宏、前掲注 12、199 頁。
- <sup>85</sup> 浦和地裁昭和 39 年 1 月 29 日判決(前掲注 83 の第一審)、訟務月報 10 卷 3 号 (1964) 532 頁。
- <sup>86</sup> 浦和地裁、前掲注 85。
- <sup>87</sup> 最高裁平成 17 年 2 月 1 日第三小法廷判決、訟務月報 52 卷 3 号 (2006) 1034 頁。
- <sup>88</sup> 水野忠恒、前掲注 62、111 頁。
- <sup>89</sup> Richard B.Goode, "The Individual Income Tax", Brookings Institution(1964). (R.グード著・塩崎潤訳『個人所得税』日本租税研究協会(1966)) 138 頁。
- <sup>90</sup> 水野忠恒、前掲注 62、113 頁。
- <sup>91</sup> 渋谷雅弘、前掲注 63、117 頁。
- <sup>92</sup> R.グード、前掲注 89、139 頁。
- <sup>93</sup> 米国内国歳入法典 101 条(a)(1)。米国の生命保険課税制度については、須田徹『アメリカの税法[第 6 版]』中央経済社(1998)371 頁、長岡和範「アメリカの連邦制入門」税務経理協会(2002)30-32 頁、渋谷雅弘、前掲注 60、113 頁、吉牟田勲「生命保険をめぐる課税上の諸問題 アメリカ等の生保課税の最近の改正にふれつつ」生命保険経営 54 卷 3 号 (1986) 390 頁を参照。
- <sup>94</sup> 水野忠恒、前掲注 62、116 頁
- <sup>95</sup> 山下孝之、前掲注 61、6 頁。
- <sup>96</sup> 山下友信『現代の生命・障害保険法』弘文堂(1999)51 頁。
- <sup>97</sup> 山下友信、前掲注 96、52 頁。同書によれば、多数説に対する有力な少数説は、保険事故発生時の解約価額相当分は責任財産になるという主張とされる。
- <sup>98</sup> 福岡高裁平成 19 年 10 月 25 日判決(判例集未登載 TAINS Z888-1293)。
- <sup>99</sup> 平成 5 年(行ウ)第 11 号法人税更正処分取消請求事件、税務訴訟資料 230 号(1998)604 頁。控訴審でも納税者敗訴(福岡高裁那覇支部平成 11 年 5 月 11 日判決、税務訴訟資料 242 号 527 頁)上告不受理(最高裁平成 12 年 1 月 28 日決定、税務訴訟資料 246 号 346 頁)。
- <sup>100</sup> 高正臣「収益発生認識」税経通信 59 卷 15 号 (2004) 70-71 頁。

- 
- <sup>101</sup> 所得税においては、「その支払を受けるべき事実が生じた日」とされている（所基通 36-13）。
- <sup>102</sup> 山下孝之、前掲注 61、69 頁。
- <sup>103</sup> 最高裁昭和 47 年 12 月 26 日第三小法廷判決（民集 26 卷 10 号 2083 頁）は、長期割賦払契約をした土地に対し引渡時に一気に譲渡所得課税がなされることにつき、やむを得ないと判示している。
- <sup>104</sup> 総理府税制調査会『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』大蔵省印刷局（1964）61 頁。昭和 38 年に民間生命保険会社が一斉に年金保険の販売を開始したことによるものと思われる。
- <sup>105</sup> 総理府税制調査会、前掲注 104、6 頁。
- <sup>106</sup> 三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係」立命館法學 309 号（2006）11-12 頁。
- <sup>107</sup> 国税庁質疑応答事例  
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shotoku/02/25.htm>
- <sup>108</sup> 小林栢弘、前掲注 59、41 頁。他に三木義一「年金受給権に対する相続税と年金の所得税課税の二重課税」Lexis 判例速報 3 卷 1 号（2007）116 頁。
- <sup>109</sup> 小林栢弘、前掲注 59、34 頁。
- <sup>110</sup> 武田昌輔「事例研究（第 113 回）【事例 2】年金受給権に対する相続税の課税と年金に対する所得税の課税」税研 134 号（2007）50 頁。
- <sup>111</sup> 金子宏「所得概念について」税経通信 25 卷 6 号（1970）56 頁。
- <sup>112</sup> 金子宏『所得概念の研究：所得課税の基礎理論上巻』有斐閣（1995）29 頁。
- <sup>113</sup> 平成元年（行ウ）228 号、訟務月報 39 卷 1 号（1993）139 頁。
- <sup>114</sup> 例えば、佐藤英明、前掲注、245-246 頁。
- <sup>115</sup> 池本征男（国税速報 5852 号）三木義一（税理 50 卷 2 号）品川芳宣（税研 132 号）松岡章夫（税理 50 卷 4 号）木島裕子（税理 50 卷 4 号）橋本守次（税務弘報 55 卷 5 号）小林栢弘（税務通信 2969 号）酒井克彦（税務事例 39 卷 7・8 号）堀口和哉（税務事例 39 卷 8 号）田中治（税務事例研究 101 号）など。また、裁判に先立つ裁決評釈として、前野悦夫（税務弘報 54 卷 14 号）
- <sup>116</sup> 朝日新聞、西日本新聞（平成 18 年 11 月 8 日）など。
- <sup>117</sup> 保険院「簡易保険二十五周年・郵便年金十五周年を迎ふ」週報 260 号（1941）47 頁。
- <sup>118</sup> 武田昌輔、前掲注 23、326 頁。
- <sup>119</sup> 昭和 40 年改正前。なお、贈与とみなされた年金についても非課税とされていた（旧所基通 1-153。岩尾一編『法律学体系 第 1 部 別冊[第一]第一 コンメンタル篇所得税法 第一』日本評論新社（1953）182 頁）。
- <sup>120</sup> 『所得税基本通達（昭 45.7）改正前取扱通達集』新日本法規（1970）1044 頁。
- <sup>121</sup> 明治安田生命、第一生命のホームページを参照。